

議案第四十号

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例及び杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十一年五月二十九日

提出者

杉並区長

山田

宏

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例及び杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年杉並区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

9 平成二十一年六月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第二十七条第二項及び第三項並びに第三十条第二項及び第三項の規定の適用については、第二十七条第二項中「百分の百三十五」とあるのは「百分の百二十」と、同項ただし書中「百分の百十五」とあるのは「百分の百五」と、同条第三項中「百分の百三十五」とあるのは「百分の百二十」と、「百分の七十」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の百十五」とあるのは「百分の百五」と、「百分の五十七・五」とあるのは「百分の五十二・五」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の百二十を」と、「百分の七十二・五」

とあるのは「百分の七十二・五を」と、第三十条第二項中「百分の七十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の九十五」とあるのは「百分の八十五」と、同条第三項中「百分の七十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の三十七・五」とあるのは「百分の三十二・五」と、「百分の九十五」とあるのは「百分の八十五」と、「百分の四十五」とあるのは「百分の四十」とする。

第二条 杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平成十九年杉並区条例第十一号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

3 平成二十一年六月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第二十九条第二項及び第三項並びに第三十二条第二項及び第三項の規定の適用については、第二十九条第二項中「百分の百三十五」とあるのは「百分の百二十」と、同項ただし書中「百分の百十五」とあるのは「百分の百五」と、同条第三項中「百分の百三十五」とあるのは「百分の百二十」と、「百分の百二十」と、「百分の七十」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の百十五」とあるのは「百分の百五」と、「百分の五十七・五」とあるのは「百分の五十二・五」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の百二十を」と、「百分の七十二・五」とあるのは「百分の七十二・五を」と、第三十二条第二項中「百分の七十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の九十五」とあるのは「百分の八十五」と、同条第三項中「百分の七十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の三十七・五」とあるのは「百分の三十二・五」と、「百分の九十五」とあるのは「百分の八十五」と、

「百分の四十五」とあるのは「百分の四十」とする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 平成二十一年六月の期末手当及び勤勉手当を次の表の上欄に掲げる規定により算定することとした場合における当該規定に規定する割合とそれぞれ同表の下欄に掲げる規定によりこれらの手当を支給する際に現に用いられる当該規定に規定する割合との差に相当する割合に係るこれらの手当の取扱いについては、区長は、この条例の施行後に特別区人事委員会の行う平成二十一年度の期末手当及び勤勉手当に係る勧告の内容等を踏まえ、必要な措置を講ずるものとする。

<p>第一条の規定による改正後の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の幼稚園教育職員給与条例」という。） 附則第九項の規定による読み替えて適用する の幼稚園教育職員給与条例第二十七条第二項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</p>	<p>改正後の幼稚園教育職員給与条例附則第九項の規定による読み替えて後の改正後の幼稚園教育職員給与条例第二十七條第二項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</p>
<p>改正後の幼稚園教育職員給与条例附則第九項の規定による読み替えて後の改正後の幼稚園教育職員給与条例第三十條第二項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合</p>	<p>改正後の幼稚園教育職員給与条例附則第九項の規定による読み替えて後の改正後の幼稚園教育職員給与条例第三十條第二項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合</p>

を含む。)	用する場合を含む。)
<p>第二条の規定による改正後の杉並区学校教育職員の給与に関する条例(以下「改正後の学校教育職員給与条例」という。)附則第三項の規定による読み替えて適用する条例第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</p>	<p>改正後の学校教育職員給与条例附則第三項の規定による読み替えて適用する条例第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</p>
<p>改正後の学校教育職員給与条例附則第三項の規定による読み替えて適用する条例第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</p>	<p>改正後の学校教育職員給与条例附則第三項の規定による読み替えて適用する条例第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</p>

(提案理由)

平成二十一年六月に支給する幼稚園教育職員及び学校教育職員の期末手当及び勤勉手当の額を暫定的に減額する措置を講ずる必要がある。

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例及び杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第一条による改正（杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例
旧 条 例

附 則

1
8
略

1
8
略

附 則

9 平成二十一年六月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第二十七条第二項及び第三項並びに第三十条第二項及び第三項の規定の適用については、第二十七条第二項中「百分の百三十五」とあるのは「百分の百二十」と、同項ただし書中「百分の百十五」とあるのは「百分の百五」と、同条第三項中「百分の百三十五」とあるのは「百分の百二十」と、「百分の七十」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の百十五」とあるのは「百分の百五」と、「百分の五

1 及び 2 附 則
略

1 及び 2 附 則
略

新 条 例
第二条による改正（杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部改正）

旧 条 例

十七・五」とあるのは「百分の五十二・五」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の百二十を」と、「百分の七十二・五」とあるのは「百分の七十二・五を」と、第三十条第二項中「百分の七十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の九十五」とあるのは「百分の八十五」と、同条第三項中「百分の七十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の三十七・五」とあるのは「百分の三十二・五」と、「百分の九十五」とあるのは「百分の八十五」と、「百分の四十五」とあるのは「百分の四十」とする。

平成二十一年六月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第二十九条第二項及び第三項並びに第三十二条第二項及び第三項の規定の適用については、第二十九条第二項中「百分の百三十五」とあるのは「百分の百二十」と、同項ただし書中「百分の百十五」とあるのは「百分の百五」と、同条第三項中「百分の百三十五」とあるのは「百分の百二十」と、「百分の七十」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の百十五」とあるのは「百分の百五」と、「百分の五十七・五」とあるのは「百分の五十二・五」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の百二十を」と、「百分の七十二・五」とあるのは「百分の七十二・五を」と、第三十二条第二項中「百分の七十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の九十五」とあるのは「百分の八十五」と、同条第三項中「百分の七十五」とあるのは

「百分の七十」と、「百分の三十七・五」とあるのは「百分の三十二・五」と、「百分の九十五」とあるのは「百分の八十五」と、「百分の四十五」とあるのは「百分の四十」とする。

平成 2 1 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当に係る特例措置の概要

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例及び杉並区
学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

項 目	改 正 内 容						
期 末 手 当 及 び 勤 勉 手 当	平成 2 1 年 6 月の支給月数						
	職員の支給月数						
		現 行			改 正		
	区 分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
	6 月期	1.35	0.75	2.10	1.20	0.70	1.90
	12 月期	1.40	0.75	2.15	1.40	0.75	2.15
	3 月期	0.25	-	0.25	0.25	-	0.25
	合 計	3.00	1.50	4.50	2.85	1.45	4.30
	凍結月数	-	-	-	0.15	0.05	0.20
	管理職員の支給月数						
		現 行			改 正		
	区 分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
	6 月期	1.15	0.95	2.10	1.05	0.85	1.90
	12 月期	1.20	0.95	2.15	1.20	0.95	2.15
	3 月期	0.25	-	0.25	0.25	-	0.25
	合 計	2.60	1.90	4.50	2.50	1.80	4.30
	凍結月数	-	-	-	0.10	0.10	0.20
再任用職員の支給月数							
	現 行			改 正			
区 分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	
6 月期	0.70	0.375	1.075	0.65	0.325	0.975	
12 月期	0.80	0.375	1.175	0.80	0.375	1.175	
3 月期	0.10	-	0.10	0.10	-	0.10	
合 計	1.60	0.75	2.35	1.55	0.70	2.25	
凍結月数	-	-	-	0.05	0.05	0.10	
再任用管理職員の支給月数							
	現 行			改 正			
区 分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	
6 月期	0.575	0.45	1.025	0.525	0.40	0.925	
12 月期	0.725	0.50	1.225	0.725	0.50	1.225	
3 月期	0.10	-	0.10	0.10	-	0.10	
合 計	1.40	0.95	2.35	1.35	0.90	2.25	
凍結月数	-	-	-	0.05	0.05	0.10	
施 行 日 等	1 公布の日から施行する。 2 平成 2 1 年 6 月に支給すべきものとして条例に定められている現行の支給月数と改正後の支給月数との差（凍結月数）の取扱いについて、特別区人事委員会の行う平成 2 1 年度の期末手当及び勤勉手当に係る勧告の内容等を踏まえ、必要な措置を講ずるものとする。						